

令和3年度与謝野町移住・定住関連制度のご案内

〔発行月〕令和3年4月

与謝野町では、まちや人の魅力が生み出す、与謝野町ならではの移住・定住の促進を図るため様々な施策及び支援制度を設けています。

いずれの制度も、事前審査が必要ですので、支援を受けようと思われる方は、着手される前にまずは観光交流課(0772-43-9016)へご相談ください。



01 与謝野町空き家バンク制度

概要	対象者
空き家を「地域の資源」として活用し、与謝野町への移住・定住の促進、地域の活性化を目的として、移住・定住を希望される方に空き家情報を提供しています。	(物件登録) 与謝野町内に、利活用可能な空き家(土地及び建物)を所有している方で、「貸したい」「売りたい」とお考えの方
	(利用登録) 与謝野町への移住・定住を希望される方

●ご利用の流れ

(物件登録)

①書類の提出(申込書、土地及び建物の登記簿謄本等)

②町及び協力仲介業者による現地確認

③登録完了、ホームページへ物件情報掲載

(利用登録)

①書類の提出(申込書等)

②登録完了

③物件案内

●空き家情報は、京都府北部UIターンプロジェクトホームページ「たんたんターン」からご覧いただけます。

●物件登録、空き家所有者と移住・定住希望者のマッチング時の契約は、空き家バンク協力仲介業者を介して行います。契約が成立したときは、宅地建物取引業法に基づく媒介報酬が必要です。

02 与謝野町空き家バンク登録奨励金

概要	交付対象者	交付額
空き家バンクへの物件登録を促進するため、空き家バンクに登録された場合、その物件の所有者に対して予算の範囲内において奨励金の交付を行います。	次の要件をすべて満たす方 (1)令和2年8月1日以降に空き家バンクに登録された空き家の所有者であること (2)市区町村税の滞納がないこと (3)暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する方でないこと	5万円 ※1件の登録空き家につき、1回限り。

●申請受付

空き家バンク登録日から1カ月以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日まで

●注意事項

申請に関し、不正な行為があった場合や、登録日から2年以内に次のいずれかの事由により空き家バンク登録から抹消する場合は、奨励金を返還していただく場合があります。

(1)空き家バンクを介した売却又は賃貸契約成立以外の理由で抹消するとき

(2)3親等以内の親族への売却又は賃貸契約により抹消するとき

03 移住促進住宅整備事業

概 要	主な補助事業	補助対象内容	補助対象者	補助金額
空き家バンク制度を通して、登録空き家を売却又は賃貸する登録空き家所有者、もしくは、与謝野町に移住・定住する目的で登録空き家を購入又は賃貸する移住者で、条件を満たす方に、予算の範囲内において補助金を交付します。	(1)移住促進住宅整備事業	移住促進特別区域内にある登録空き家を移住者が購入又は賃借し、自ら居住する目的で行う生活に必要な改修に要する経費	移住者	対象経費の10/10 (上限180万円)
	(2)空家活用型移住定住促進支援事業	移住促進特別区域外にある登録空き家を移住者が購入(賃借は対象外)し、自ら居住する目的で行う生活に必要な改修に要する経費	移住者	対象経費の1/2 (上限90万円)
	(3)空き家流動化促進事業	家財撤去等に要する経費	移住促進特別区域内にある登録空き家の所有者	対象経費の10/10 (上限10万円)

●主な補助要件は次のとおりです。

なお、予算には限りがありますので、随時ご相談ください。

- ア 改修工事等の着工前の申請であること [(1)(2)(3)]
- イ 移住者は、町外から住所を移転する方であること(町内転居は対象外)[(1)(2)]
- ウ 移住者は、移住促進特別区域における移住促進計画に記載する人材像、条件等に合致する方であること [(1)]
- エ 移住者は、定められた期間以上定住する意思を有する方であること
(期間内に転居、対象住居を取り壊し又は譲渡した場合は、補助金返還を求めることがあります)
[(1)(2)]
- オ 移住促進特別区域とは、与謝小学校区地区(字与謝・字滝・字金屋)、桑飼地区(字温江・字明石・字香河)、岩屋地区(字岩屋)のこと ※令和3年4月1日時点 [(1)(3)]
- カ 購入又は賃借に係る契約締結日が移住の日から起算して前後1年以内であること [(1)(2)]
- キ 売却又は賃貸に係る契約締結日から起算して6か月以内に申請すること [(3)]

04 お試し移住体験事業

概要	利用者の主な条件	利用可能期間	利用料金
与謝野町への移住を検討されている方に、まちの様子を知り、暮らしを実際に体験してもらう機会を提供するため、町内の空き家を活用したお試し住宅の貸出を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・与謝野町外に居住されている方で、与謝野町への移住を検討されている方 ・転勤・婚姻等による転入予定者でない方 ・お試し住宅の維持管理を適切にできる方 ・利用代表者が満20歳以上であること ・暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する方でないこと 	1月以上3月以内(利用開始日から起算して365日以内において通算3月以内、年度をまたいでの利用不可)	月額40,000円 ※電気料、水道料、下水道使用料及びボイラー灯油代、放送受信料を含む ※利用期間に1月未満の端数が生じる場合は、1日あたり1,300円

●利用の主な流れ

利用希望開始日の60日前から14日前までに申込書類の提出が必要です

(入居前)

希望日程の空き状況の確認、利用目的のヒアリング、申込書類の提出

(入居時)

利用料金の支払い(前納)、鍵の貸与

(退去時)

清掃・ゴミ・備品などのチェック、鍵の返却

●概要

所在地: 与謝野町字岩屋

構造: 木造瓦葺2階建(居住スペースは1階部分)

築年月: 1927年

主な設備: エアコン、扇風機、こたつ、石油ストーブ、テレビ、洗濯機、掃除機、炊飯器、電気ポット、IH調理器(一部故障)、電子レンジ、オーブントースター、食器(一部)、自転車

駐車場: 1~2台(車種によって)

その他: 寝具、洗面具、衛生用品、日常消耗品、調味料等のご自身でご用意ください

電話、インターネット(WiFi)には接続していません

動物の持ち込み及び飼育は禁止しています(補助犬の場合はご相談ください)

05 移住・定住アンバサダー設置事業

概要	対象者	主な活動内容
与謝野町への移住・定住の促進を図るため、移住希望者に対する情報提供や相談、移住者の生活サポート等を担っていただく方を「与謝野町移住・定住アンバサダー」として募集・認定しています。	与謝野町内外で活動する、町とゆかりのある企業(団体)・個人	<ul style="list-style-type: none"> ・町外からの移住定住を促進するために必要な情報を、移住希望者に発信すること ・移住希望者及び移住者の相談事項に対して、協力・助言を行うこと ・移住希望者及び移住者と、移住地域の住民・企業との調整を行うこと ・移住者の交流及び移住者と移住希望者の交流を促進するための企画を行うこと

●認定

審査の上、随時アンバサダーに認定します。(認定期間の定めはありません。無償。)

06 子育て世帯移住定住促進事業

概 要	補助対象者
<p>与謝野町に移住し、定住する目的で家屋の新築または新築建売住宅・中古住宅を購入（3親等以内の親族が所有する町内の住宅を購入した場合を除く）する子育て世帯に対して、予算の範囲内において移住定住に要する費用の一部を補助します。</p>	<p>次の(1)(2)(3)の要件をすべて満たす子育て世帯の世帯主</p> <p>(1) 令和2年4月1日以降に住宅取得に係る契約をされた方</p> <p>(2) 与謝野町に移住し、かつ、定住の意思がある子育て世帯の世帯主で、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 申請日において5年以上与謝野町に住民登録がなく、かつ、居住実態もない方</p> <p>イ 住民基本台帳に登録された日(転入日)において5年以上与謝野町に住民登録がなく、かつ、居住実態もない方で、申請日において転入後3年以内の方</p> <p>(3) 子ども(義務教育終了前)を扶養しており、かつ、与謝野町に定住し、自治組織に加入及び地域活動に参加する意思のある、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 夫婦の双方又は一方が申請日において満40歳未満の方</p> <p>イ ひとり親世帯の世帯主で申請日において満40歳未満の方</p>

●補助金額

基本額に加え加算により最大280万円

◎基本額◎

100万円(ただし、住居取得のために必要な費用の額を上限とする)

◎加算額◎

- 1 町内建築事業者建築加算額: 20万円
(建売、中古住宅は対象外)
- 2 町分譲宅地取得加算額: 20万円
- 3 空き家バンク登録物件加算額: 20万円
(中古住宅)
- 4 子育て世帯加算額: 20万円/人
(子ども最大5人まで)
- 5 町内企業就職加算額: 10万円
- 6 消防団入団加算額: 10万円
- 7 移住促進特別区域加算額: 20万円
(与謝小学校区地区(字与謝・字滝・字金屋)、桑飼地区(字温江・字明石・字香河)、岩屋地区(字岩屋)
※令和3年4月1日時点)

●その他

支援を受けようと思われる方は、事前審査が必要です。
また、予算には限りがありますので、契約前に必ずご相談ください。

■問い合わせ窓口■

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1
与謝野町役場 観光交流課
TEL 0772-43-9016 FAX 0772-46-2851
E-MAIL kankokoryu@town.yosano.lg.jp
URL <http://www.town-yosano.jp>